

議 事 録

令和4年4月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和4年第4回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年4月5日(火) 13時26分から14時32分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名：

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第27号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定又は修正
議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第31号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第34号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第35号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第36号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第6号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第7号 農地法第4条第1項の規定による届出

1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 人全員の出席で定足数を満たしており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 4 年第 4 回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は 7 番 廣田幸徳委員、8 番 米岡一利委員にお願いします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 27 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定又は修正を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 27 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定又は修正についてです。

山鹿市農業委員会が平成 21 年 12 月から農林水産省令に基づき設定している農用地区域外の下限面積について、平成 21 年「農業委員会の適正な事務実施について」に係る農林水産省通知により、毎年、面積の設定又は修正の必要性について検討し公表する必要があることから、意見を求めるものです。

方針といたしましては、昨年度と同様、農用地区域外の農地下限面積を 10 アールとし、農用地区域外にあり、かつ空き家に附属し、農業委員会が指定した農地に限り下限面積の設定を 1 アールとするものです。

理由としましては、農用地区域外の農地における下限面積については、経営面積が小規模な認定農業者以外の農家や新規就農者による農地の効率的な利用を可能にすること及び遊休農地の発生を防止するため。加えて、空き家に附属し農業委員会が指定した農地については、山鹿市における空き家の利活用や移住促進等とあわせて、空き家に附属する小規模な農地を提供することで、遊休農地の発生防止・解消や移住・定住者を含めた新規就農の促進を図るため、設定を継続するものです。

なお、農用地区域内の農地は効率的な利用集積を図るため、農地法第3条第2項第5号に規定された50アールを下限とします。

以上です。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13番（隈部誠一君）

平成21年から農用地区域外の農地の下限面積を10アールと設定していますが、その面積に満たない場合には、購入することができず、耕作放棄地になる事が懸念されるので、引き下げる事はできないか。

○事務局（北原薫君）

現在下限面積を10aと設定していますが、この面積につきましては、現在の省令において、一番引き下げて設定している面積となっています。また、特別な事情の場合には設定することが出来ると定められており、本市では、空き家に附属する農地について1アールに設定しているところで。よって、今の10aから引き下げて設定する事は出来ない事になっています。

13番（隈部誠一君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

他に質疑等はありませんか。それではお諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

議案第28号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第28号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号 50 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 1 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 51 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 2 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 52 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 3 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 53 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 4 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 54 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
本案件は、山鹿市が定める別断面積 10 アール要件による取得で、申請地に宅地利用部分と農地利用部分が併存しており、宅地利用部分と併せて農地利用部分の移転に係る申請となっています。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 5 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 55 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 6 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 56 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 7 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 57 番、取り下げ

提案番号 58 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 9 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 59 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 10 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 60 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 11 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 61 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 12 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 62 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 13 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 63 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、規模拡大によるものです。
調査書の 14 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 64 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 15 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 65 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 16 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 66 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書の 17 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 67 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、規模拡大によるものです。
調査書の 18 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 68 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 19 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 69 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 20 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。
以上 19 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説

明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 50 番から 55 番を北部地区担当委員

11 番（廣松久喜君）

提案番号 50 番から 55 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 56 番及び 58 番から 66 番を南部地区担当委員

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 56 番及び 58 番から 66 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 67 番から 69 番を東部地区担当委員

8 番（米岡一利君）

提案番号 67 番から 69 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 28 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号 4 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利によるもので、5年の使用貸借権設定です。

調査書の21ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号4番を北部地区担当委員

12番（田中春雄君）

提案番号4番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第29号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第30号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号4番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑1,230㎡を山林に転用する案件です。なお、申請地は、すでに山林となっており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号5番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑342㎡を道路に転用する案件です。なお、申請地は、すでに道路と

して利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。
調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号6番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。
転用者は個人で、申請地の田162㎡を西側に隣接する宅地の一部として転用する案件です。
調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号7番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。
転用者は個人で、申請地の田2筆のうち492㎡を農業用倉庫に転用する案件です。なお、申請地は、すでに農業用倉庫として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。本案件はそれぞれ基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、4件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号4番から5番を南部地区担当委員

5番（徳丸誠次郎君）

提案番号4番から5番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号6番から7番を東部地区担当委員

13番（隈部誠一君）

提案番号6番から7番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第31号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第31号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号5番、土地の所在、申請人、転用目的、は議案書記載の通りです。

転用者は法人で、平成4年に申請地を含む複数の農地について賃貸借権を設定し、青果市場の駐車場に転用する許可を受けましたが、申請地の田2,248㎡は所有者の都合により事業の実施が中断しておりました。このほど、賃貸借権の設定から所有権移転に変更し、事業を実施することについての合意が整い、本申請がなされたものです。

調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第32号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第32号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号25番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑8筆計10,814㎡を取得し、犬繁殖施設、公園及びドッグランとして転用する案件です。なお、申請地は令和元年頃から犬繁殖施設等として利用されており、その経緯

について始末書の提出があるため追認での許可となります。また、転用面積が3,000㎡を超えるため諮問案件です。

調査書の32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号26番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田2筆計1,058㎡に使用貸借権を設定し、店舗用地、駐車場及び農業資材置場として転用する案件です。なお、申請地はすでに整地され、事業に着手しており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の34ページに立地基準を、35ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号27番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田1,319㎡に使用貸借権を設定し、ライスセンターとして転用する案件です。

調査書の36ページに立地基準を、37ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号28番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田70㎡を取得し、隣接する宅地と一体利用するために転用する案件です。なお、申請地はすでに宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の38ページに立地基準を、39ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号29番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田513㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の40ページに立地基準を、41ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、5件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号25番を北部地区担当委員

4番（長曾我部徹君）

提案番号25番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 26 番から 28 番を南部地区担当委員

9 番 (光永太君)

提案番号 26 番から 28 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 29 番を東部地区担当委員

13 番 (隈部誠一君)

提案番号 29 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

12 番 (田中春雄君)

転用申請の中で、追認の案件が多いみたいですが、取り締まるような何か対策はありますか。

○事務局 (北原薫君)

無断転用の案件につきましては、元の状態に回復させる方法もありますが、申請者の費用の面を考慮し、始末書を添付させる事での追認での対応をせざるを得ない状況となっています。

12 番 (田中春雄君)

了解しました。

1 番 (多久正光君)

私も、追認が多いと思っていたところですが、提案番号 25 番は、いつ頃から今の状況になったのか。

○事務局 (北原薫君)

事業については、令和元年頃から事業を始められております。その後、令和 2 年度末に事業用地拡大のため、隣接する農地の取得の相談があり、該当する農地が農用地区域に含まれていましたので、農振除外の手続きをされてからの今回の申請に至っております。その間、申請者の一人が相続の手続きを行われていた関係で農地転用申請までに時間を要しております。

1 番 (多久正光君)

これだけの広い農地の転用で、始末書一枚で追認扱いとなり、許可になっていく事はどうなのかなと思う部分もありますし、何か対策をしていかなければと思います。また、現地調査を実施していく中で我々も気を付けて見ていく必要があると感じました。

6 番 (稲葉和弘君)

現地調査を行いました。始末書添付による追認の形になりましたが、申請地の周辺は耕作放

棄地が多く、耕作者もいないため、別の用途で利活用される事はやむを得ないと感じました。

13番（隈部誠一君）

我々が日頃からパトロール等で注意していけばこのような無断転用は減ってくるのではないかと思いますので、皆さんよろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第32号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第33号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第33号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号9番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号10番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。いずれの案件も3月15日に売買会議を開催し、内容の確認を行っております。

なお、提案番号10番に係る調査書については、調査書42ページに記載のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 34 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 34 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 3 件、その面積は 5,883 m²でございます。

提案番号 79 番から 81 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻、麦等を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 43 ページから 44 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 34 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 19 件、再設定が 1 件でその面積は、55,052 m²でございます。

提案番号 70 番から提案番号 89 番までの申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。作付けについては、水稻、野菜等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 45 ページから 56 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

ます。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

議案第36号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号9～12番の土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

提案番号9～10番の現地の状況写真につきましては、別紙2の「現地写真・土地利用計画図」の19～20ページに掲載のとおりです。

提案番号11～12番の現地の状況写真につきましては、同じく21～22ページに掲載のとおりで、いずれの農地も、管理されていない孟宗竹や自然発生した雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年2月に届出がありました件数は14件、筆数の合計は118筆、面積の合計は114,907㎡でございます。詳細につきましては、49～50ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第6号は終わります。

次に、報告第7号、農地法第4条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第7号、農地法第4条第1項の規定による許可不要届出について報告いたします。

令和4年2月に届出がありました件数は1件、土地の所在等は議案書記載のとおりで、転用の内容はスイカ選別小屋でございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和4年第4回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会

議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

7番 農業委員

廣田幸徳

8番 農業委員

米岡一利